

## 議案第56号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月24日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

### 提 案 理 由

国家公務員及び埼玉県職員の給与改定に合わせ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引き上げ等に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。